

アフリカ知的財産ニュースレター Vol.52

はじめに

このところ、アフリカの知的財産最前線は比較的穏やかであった。これは疑いもなく新型コロナウイルスがもたらした静けさであろうと思われる。それでも、アンゴラにおける商標関連活動の活発化、ケニアの商標訴訟における判決、米国がケニアに著作権法改正を求める圧力をかけていること、モザンビークが下した2つの決定（ARIPOの商標制度への加入と実体審査に関わる自国の特許法の改正）、ソマリアの商標保護をめぐる混乱、南アフリカの為替管理規則改正の兆し（この改正は知的財産権に大きな影響を及ぼす可能性が高い）など、多くのニュースがある。

アンゴラ — 商標関連活動の活発化

World Trademark Review 誌¹に掲載された記事は、アンゴラにおける商標関連活動が着実に増大しつつあると報じている。この記事で挙げられている統計の一部を以下に示す。

- 2018年にアンゴラで提出された商標出願は4100件で、前年度比で19%増となっている。
- 出願件数で上位を占める国々は米国、中国、ポルトガル、英国、フランス、韓国である。
- 出願が集中している商標区分は、第3類（化粧品）、第30類（食品）、第33類（アルコール飲料）、第35類（ビジネス関連サービス）、第41類（教育・娯楽関連サービス）となっている。
- アンゴラの企業による外国出願について見ると、出願件数で上位を占める国々は中国、ブラジル、パキスタン、南アフリカである。

ケニア — 商標関連の判決

登録官は、自らがすでに下した決定を見直すことができるか？この問題は、*Thermos Hong Kong Limited and Doshi Ironmongers Limited* の訴訟において提起されたものである。この事案においては、更新がなされなかったという理由で過去に抹消されていた **Thermos** 社の登録を復活させることを登録官が決定していた。この問題は高等裁判所に持ち込まれ、同裁判所は、当該登録官が登録を復活させるのは不適切であるとの判断を示した。同裁判所の説明によれば、登録官が決定を下した時点でその登録官の任務は完了する（別の言い方をすれば同人の権限は消滅する）のであり、その決定の見直しや、決定を不服とする上訴は裁判所に委ねられなければならない。自らの決定を見直す権限は法によって明示的に認められているが、その権限はあらゆる状況で存在するわけではない。ひとたび下された決定は最終的かつ決定的なものとされる、と同裁判所は述べている。

¹ <https://www.worldtrademarkreview.com/the-growth-of-trademarks-in-angola>

ケニア — 知的財産法改正を求める圧力

複数の米国企業がケニアに対し、自由貿易協定を享受したければ、知財法を修正するよう圧力をかけているとの報道があった。この背後にいる企業は映画会社、ソフトウェア業者および出版業者で、国際知的所有権同盟（IIPA）と呼ばれる組織を通じて働きかけているという。この組織は、教育用ソフトウェアを含めた著作物を生産している 3200 社を超える米国企業を代表する団体ようだ。同じ団体が南アフリカ著作権法の各種改正に反対する抵抗勢力に深く関与していると言われていることを知れば、読者の方々も興味を掻き立てられるのではないだろうか。

この問題に関する報道は 2020 年 5 月 4 日付の *Business Daily* 紙に掲載されているが、米国企業の要求の正確な内容については明言していない。だが、デジタル時代におけるいくつかの課題に対処するために 2019 年に実施されたケニア著作権法の改正に関係する要求であることは明らかである。この改正によって新たな保護がいくつか提供されたが、それらの保護が十分に行き渡るか否か、国際的なベストプラクティスに合致しているか否かという点に米国企業は懸念を抱いているようである。

ケニアと南アフリカにおける上述の展開に関して注目すべき点は、アフリカ諸国にとって極めて重要な貿易交渉の中で、著作権法が取引材料として利用されているということである。

モザンビーク — ARIPO 商標登録制度への加入

ARIPO 事務局は、モザンビークが 2020 年 5 月 15 日付で「商標に関するバンジュール議定書」への加入書を寄託したことを発表し、2020 年 8 月 15 日をもってモザンビークは ARIPO 商標登録制度の加入国となると述べた。これにより、2020 年 8 月 15 日以降、ARIPO の商標登録を出願する際にモザンビークを指定国とすることが可能となる。過去の記事²の中で説明してきたように、ARIPO の商標制度にはいくつかの問題があり、そのためにほとんど利用されていない。大半のブランド権利者は、個々の ARIPO 加入国で国内出願を行う道を選んでいる。

モザンビークの加入により、ARIPO の商標制度に加入している国々は以下の 11 か国となる：ボツワナ、エスワティニ、レソト、リベリア、マラウィ、モザンビーク、ナミビア、サントメ・プリンシペ、タンザニア、ウガンダ、ジンバブエ。

モザンビーク — 特許審査請求制度

2020 年 5 月 15 日には、モザンビークにおける知的財産に影響を及ぼす重大な発表がもう一つあった。モザンビーク知的財産庁（Mozambique Intellectual Property Office）が、2015 年に導入された特許実体審査に関する規定（2016 年 3 月 31 日付で発効）を明確化・詳細化する公告を発表したのである。この公告によれば、出願人は自らの特許出願に関する公式な実体審査請求

² アフリカ知的財産ニュースレター Vol.29

(https://www.jetro.go.jp/ext_images/lpnews/africa/newsletter201802.pdf) などを参照。

書を提出し、所定の審査料を支払うことを要求されることになる。公式な審査請求書は、優先日から36か月以内（優先権の主張を伴わない出願の場合には出願日から36か月以内）に提出することを要する。所定の期間内に審査の請求がない場合、特許出願が失効する結果となる。

ソマリア — 商標をめぐる状況はいまだ混迷の極に

World Trademarks Review 誌³に最近掲載された記事は、ソマリアに関わる非常に困難な政治状況と知的財産保護の実情に改めて光を当てている。

その発端ははるか昔にさかのぼる。1991年に当時のソマリア政府が倒れた後、同国では長年にわたって政情不安の状態が続いていた。2012年、新たな暫定的憲法によってソマリアは再建され、連邦政府が樹立された。

ソマリアにおいても、公の場で警告を告知することは何年も前から可能であった。すなわち、新聞に非公式な告知を掲載させ、商標を公衆に知らしめるという手法である。こうした警告には公的効果も法的効果もないが、ある程度の抑止効果はあると考えられていた。

World Trademarks Review 誌の記事によれば、今のところソマリア商工省（Ministry of Commerce and Industry）が、商標局で商標出願を受理しているが、そのような対処を行うに当たって、当局は1991年の紛争勃発前に施行されていた法律に依拠しているのだという。出願の公開や異議申立の制度が存在しないが、商標の審査は実施されているという。さらに、この記事の著者は、費用が著しく高いとしている。商標出願に適用される公定料金は1個の商標区分につき1000米ドルとなっている上に、単一区分出願しか認められていない。

商標出願が受理されているのは前向きな動きと見なすべきだが、それら登録による権利が行使できる可能性については全く何の確信も持てないという状況である以上、くれぐれも慎重を期すことが望ましいという提言で著者はこの記事を結んでいる。実際、そもそも出願が登録に結びつくという保証すら全くない、と著者は示唆している。

この問題について踏み込んだ検証を独自に行った結果、以下のことが明らかになった。

- 最近の商標出願受理の権限は、2019年法令第1号（Decree No.1 of 2019）に由来しているように思われる。このような流れは違和感を抱かせる。当該法令は営業許可一般の発行に関係するものであり、商標登録機関の再構築に言及した規定は含まれていないからである。この法令の中で商標に言及している箇所は、商標出願の公定料金に関する部分だけである。
- 新設された登録局は、1991年まで登録局があったのと同じ敷地で業務を行っている。
- 商標登録証が発行されているようであるが、それらが真正なものか否かは不明である。
- 最近見かける登録証は、1999年より前の時代に適用されていた法律（すなわち「1975年商標特許法」）に基づいて登録が認められたことを示唆している。しかし、現在のソ

³ <https://www.vonseidels.com/trademark-update-somalia/>

マリアが新たな憲法の下で運営されていることを考えると、この法律が今でも有効か否かは疑問である。

我々の見解によれば、ソマリアで行われている「登録プロセス」なるものを疑ってかかるべき理由は十分にあるため、今でも警告の告知を行うよう心掛けるのが企業にとって最善の策かもしれない。

ソマリランド共和国、南スーダンおよびエリトリア — 関連の問題

ソマリアとは別に、ソマリランド共和国という国があることに留意しておくことが重要である。この国は、かつてはソマリア北西部の地域であったが、1991年に独立を宣言した。この国には知的財産法がいったい存在しないため、警告の告知が唯一無二の対策となる。

先の *World Trademarks Review* 誌の記事を書いた記者は、ソマリランドを論じるに当たって南スーダンを引き合いに出している。南スーダンもまた正式な知的財産法を持たない国であり、従って商標登録制度も存在しない。北東アフリカにあって知的財産法を持っていないもう一つの国はエリトリアである。エリトリアでは、公の場で警告の告知を行うという制度すら維持されていない。

南アフリカ — 南アフリカ国民が所有する知的財産の移転と実施許諾に係る為替管理が変わる可能性

長い年月を通じて、南アフリカ国民が所有する知的財産を外国企業に譲渡したり実施許諾したりするのは困難であった。南アフリカ国民が所有する知的財産の移転や実施許諾には、為替管理規則による規制が適用されていたからである。南アフリカ国民が所有する知的財産を非居住者に実施許諾および／または移転する場合には、南アフリカ当局からの承認が要求される。

しかしながら最近の記事⁴によれば、南アフリカの2020年度予算に盛り込まれている政策表明には、「関係者以外の者に対して公正な価額でなされる知的財産の輸出は承認の対象とはならない」という文言がある。これは、為替管理規則がまもなく改正されることを示唆しているように思われる。

この記事は、改正は歓迎すべきものになるだろうと示唆している。南アフリカには、知的財産と引き換えに有価物が提供されることを保証する移転価格規則などの対策がすでに存在する、とこの記事は主張した上で、改正によって南アフリカへの投資拡大が促進されることになるだろうと示唆している。さらに、自社が南アフリカで開発した知的財産を他に譲渡することが可能だという確信を、外国企業に抱かせることになるからである。

(了)

⁴ <https://www.adams.africa/commercial-law/proposed-changes-to-south-african-exchange-controls-for-ip-owners/>

[特許庁委託]
アフリカ知的財産ニュースレター Vol. 52

[著者]
Spoor & Fisher
spoor • fisher
patents • trade marks • copyright

[発行]
日本貿易振興機構 ドバイ事務所
Room No.3503, 35th Floor, The One Tower, Barsha Heights, TECOM, Dubai,
U.A.E.
Tel: +971 4 5645878 Email: dubai_ipr@jetro.go.jp

JETRO
日本貿易振興機構(ジェトロ)

2020年6月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、Spoor & Fisher が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。